

第1 農業の有する多面的機能の発揮の促進の目標

1. 三重県全域

(1) 現況

本県は、山から海へと至る複雑な地勢と四季の変化に富んだ自然を有しており、本県の農業及び農村は、このような環境に適応し、営農上の困難を克服しながら、農産物を供給するとともに、その営みを通じて、県土の保全、良好な景観の形成、文化の伝承等の多面的機能を発揮してきた。

しかしながら、農村における高齢化や過疎化等に伴って増加しつつある遊休農地等が豊かな田園景観を脅かし、本県の農村を変貌させる恐れがある。また、農産物の価格の低迷は、農業者等の生産意欲の減退を招き、農産物の供給が不安定になることが懸念されている。

こうした見過ごすことができない状況に対処するために、農地や農業用施設の保全に関する担い手の負担軽減や、中山間地域等条件不利地域における農業生産の継続、自然環境の保全に資する生産方式による営農等を支援することが必要である。

(2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、農業者と地域住民や関係団体との協力体制を整備し、法第3条第3項第1号、第2号及び第3号に掲げる事業を推進することにより、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

第2 多面的機能発揮促進事業の実施を推進すべき区域の基準

- 1 多面的機能発揮促進事業は、農業の有する多面的機能の発揮を促進するため、農業者団体等が実施し、いわゆる日本型直接支払の対象となる事業である。
- 2 国の基本指針においては、この多面的機能発揮促進事業の実施を推進すべき区域の設定に当たっては、各地域の自然的条件やそで行われている営農の特徴に鑑み、農業者団体等による各種の取組を促進すべき区域を的確に設定することとし、その際には、各市町の実情に応じて、その取組を実施している区域及び今後その実施を推進すべき区域を適切に含めるものとするとしている。
- 3 本県においては、以上を踏まえ、いわゆる日本型直接支払の取組をはじめとして、農業者団体等による取組を実施している区域及び今後その実施を推進すべき区域が適切に包含され、その取組が効果的に実施されることとなるよう、市町の促進計画において、区域を設定するものとする。

- 4 法第6条第2項第4号に規定する特に重点的に多面的機能発揮促進事業の実施を推進する区域（以下「重点区域」という。）は、事業の安定的な実施を確保するために農業振興地域の整備に関する法律の特例措置が必要と認められる区域に限って指定を行うこととし、かつ、できるだけ早い段階から市町内の利害関係者や県との協議・調整を進めることとする。

第3 促進計画の作成に関する事項

- 1 促進計画の区域について

促進計画の区域は、適当な縮尺の地図上でその範囲が特定できるように設定することとする。

- 2 促進計画の目標について

必ずしも目標年次を定める必要はないが、事業計画の期間を踏まえ、少なくとも、今後5年程度を見通した目標として設定することとする。

- 3 促進計画の区域内でその実施を推進する多面的機能発揮促進事業に関する事項について

法第3条第3項各号の事業のうち、当該市町において実施を促進する事業を記載することとする。

- 4 重点区域の区域

重点区域を定める場合には、適当な縮尺の地図上でその区域が明確となるように設定することとする。

- 5 促進計画の実施に関し当該市町が必要と認める事項

市町の判断により必要と認められる事項を記載する。例えば、農業者団体等の取組を促進する観点からの地域協議会の活用等について記載することが考えられる。

第4 その他農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する事項

- 1 三重県農地・水・環境保全向上対策協議会

本方針に基づく事業の推進を担う協議会として位置付け、県との連携により事業を推進する。

- 2 三重県農村地域資源保全向上委員会

本方針に基づく事業の点検及び効果の評価を行う機関として位置付け、必要に応じて委員会を開催する。